

第13号議案

平成31年度愛知県立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度愛知県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間患者数

区 分	がんセンター	精神医療 センター	小児保健医療 総合センター	計
入 院	142,740 ^人	80,520 ^人	50,142 ^人	273,402 ^人
外 来	146,156	58,072	89,548	293,776

2 一日平均患者数

区 分	がんセンター	精神医療 センター	小児保健医療 総合センター	計
入 院	390 ^人	220 ^人	137 ^人	747 ^人
外 来	599	238	367	1,204

3 建設改良計画

(1) 建設改良工事 289,261千円

(2) 資産購入 2,375,566千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	40,968,998千円
第1項 医療収益	32,610,448千円
第2項 医療外収益	8,023,667千円
第3項 特別利益	334,883千円
支 出	
第1款 病院事業費	40,739,660千円
第1項 医療費用	39,910,913千円
第2項 医療外費用	580,064千円
第3項 特別損失	238,683千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,536,417千円は、過年度分留保資金で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,722,932千円
第1項 企業債	1,796,100千円
第2項 他会計負担金	1,901,331千円
第3項 雑収入	25,501千円
支 出	
第1款 資本的支出	5,259,349千円

第1項 建設改良費	289,261千円
第2項 資産購入費	2,375,566千円
第3項 企業債償還金	2,594,522千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 建設改良費及び資産購入費 |
| 2 限度額 | 1,796,100千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|--------------|
| 1 職員給与費 | 17,368,783千円 |
|---------|--------------|

2 交 際 費 49千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,787千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、12,500,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	リニアアクセラレーター	一 式
	放射線治療情報システム	一 式
	生体情報モニタ	一 式

平成31年2月25日提出

愛知県知事 大村 秀章

第14号議案

平成31年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団

2 年間総給水量 426,000,000m³

3 一日平均給水量 1,163,934m³

4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業	設楽ダム建設事業負担金	事業費	1,952,500千円
(2) 浄水場関係建設事業	犬山浄水場、上野浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	4,023,966千円
(3) 施設改良事業		事業費	9,285,218千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	35,027,805千円
第1項 営業	収	益	31,376,681千円
第2項 営業外	収	益	3,651,124千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	32,741,563千円
第1項 営業	費	用	27,955,760千円
第2項 営業外	費	用	4,782,803千円

第3項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,390,212千円は、当年度分損益勘定留保資金9,667,973千円、過年度分留保資金5,951,239千円及び減債積立金2,771,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	8,681,094千円
第1項 企業債	4,417,000千円
第2項 国庫支出金	650,833千円
第3項 工事負担金	60,650千円
第4項 他会計出資金	2,317,190千円
第5項 他会計貸付金償還金	629,922千円
第6項 他会計補助金	495,720千円
第7項 雑収入	109,779千円

支 出

第1款 資本的支出	27,071,306千円
第1項 建設改良費	15,361,593千円
第2項 建設利息	138,025千円
第3項 償還金	11,566,688千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高蔵寺浄水場運転管理業務委託	平成32年度から 平成36年度まで	401,320千円
蒲郡浄水場始め6施設維持管理業務委託	平成32年度から 平成33年度まで	1,970千円
尾張旭出張所庁舎撤去工事	平成32年度	78,420千円
第2犬山幹線送水管布設工事	平成32年度	293,372千円
上野知多連絡線送水管布設工事	平成32年度	262,778千円
豊橋城下線送水管布設工事	平成32年度から 平成33年度まで	803,540千円
豊橋南部浄水場送水ポンプ設備設置工事	平成32年度から 平成33年度まで	671,918千円
水質データ管理システム改良業務委託	平成32年度	11,149千円
犬山浄水場電気設備改良工事	平成32年度	123,272千円
犬山広域調整池改良工事	平成32年度	251,537千円
尾張西部浄水場始め2浄水場耐震補強工事	平成32年度	164,817千円
高蔵寺浄水場ろ過池機械設備改良工事	平成32年度	99,815千円
尾張東部浄水場薬品注入設備改良工事	平成32年度から 平成33年度まで	746,330千円

尾張東部浄水場排水処理設備改良工事	平成32年度	441,644千円
三好ヶ丘ポンプ場ポンプ設備改良工事	平成32年度から 平成33年度まで	650,374千円
上野浄水場電気設備改良工事	平成32年度	771,515千円
知多浄水場電気設備改良工事	平成32年度	64,236千円
知多浄水場始め3施設水質計器改良工事	平成32年度	193,226千円
幸田浄水場排水池電気設備改良工事	平成32年度	140,992千円
知立線送水管移設工事	平成32年度	74,682千円
豊橋南部浄水場活性炭注入設備改良工事	平成32年度から 平成33年度まで	666,534千円
豊川浄水場薬品注入設備改良工事	平成32年度	412,266千円
蒲郡線送水管移設工事	平成32年度	155,540千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 起債の目的 | 建設事業費及び施設費 |
| 2 | 限度額 | 4,417,000千円 |
| 3 | 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 | 利率 | 9.0%以内 |
| 5 | 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に |

元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-------------|
| 1 職員給与費 | 2,683,812千円 |
| 2 交際費 | 74千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息並びに建設事業費及び施設費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、643,283千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,211,000千円と定める。

平成31年2月25日提出

愛知県知事 大村 秀章

第15号議案

平成31年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水事業所数 370か所
- 2 年間総給水量 439,309,704m³
- 3 一日平均給水量 1,200,300m³
- 4 主要な建設改良事業

(1) 東三河工業用水道第2期事業	豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	176,578千円
(2) 豊川用水2期関連事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	309,887千円
(3) 施設改良事業		事業費	6,512,276千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	15,891,136千円
第1項 営業	収	益	13,892,403千円
第2項 営業外	収	益	1,998,733千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	13,562,191千円
第1項 営業	費	用	12,240,055千円
第2項 営業外	費	用	1,319,136千円

第3項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,853,236千円は、当年度分損益勘定留保資金4,591,669千円、過年度分留保資金2,737,567千円、減債積立金1,570,000千円及び建設改良積立金954,000千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		4,783,445千円
第1項 企業債		3,022,000千円
第2項 国庫支出金		613,700千円
第3項 工事負担金		104,191千円
第4項 他会計出資金		908,107千円
第5項 他会計借入金		135,445千円
第6項 雑収入		2千円
支 出		
第1款 資本的支出		14,636,681千円
第1項 建設改良費		7,852,528千円
第2項 建設利息		17,294千円
第3項 償還金		6,761,859千円
第4項 予備費		5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
蒲郡浄水場始め6施設維持管理業務委託	平成32年度から 平成33年度まで	20,763千円
花本線配水管布設工事	平成32年度	162,959千円
森岡取水場導水ポンプ設備設置工事	平成32年度から 平成33年度まで	802,947千円
豊橋南部浄水場天日乾燥池設備工事	平成32年度	161,333千円
豊橋南部浄水場沈澱池機械設備設置工事	平成32年度から 平成33年度まで	392,746千円
水質データ管理システム改良業務委託	平成32年度	587千円
上野浄水場電気設備改良工事	平成32年度	300,034千円
知多浄水場電気設備改良工事	平成32年度	738,710千円
知多浄水場始め3施設水質計器改良工事	平成32年度	21,652千円
九号地線配水管改良工事	平成32年度	135,463千円
第2北部幹線配水管布設工事	平成32年度から 平成33年度まで	1,431,789千円
第2衣浦幹線配水管布設工事	平成32年度	540,939千円
高浜豊田分岐線配水管布設工事	平成32年度	41,352千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 豊川用水2期関連事業費及び施設費 |
| 2 限度額 | 3,022,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 846,252千円 |
| 2 交際費 | 74千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、432,294千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、148,000千円と定める。

平成31年2月25日提出

愛知県知事 大村秀章

第16号議案

平成31年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売却宅地	3,642,300㎡
2 買収宅地	920,000㎡
3 宅地造成	428,500㎡
三河港	142,300㎡
中部臨空都市	286,200㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収益		95,211,904千円
第1項 営業	収益		95,103,394千円
第2項 営業外	収益		108,510千円
	支	出	
第1款 事業	費用		90,697,442千円
第1項 営業	費用		88,053,218千円
第2項 営業外	費用		2,641,224千円
第3項 予備	費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,126,123千円は、過年度分留保資金5,954,123千円及び減債積立金2,172,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	25,346,162千円
第1項 企業債	13,000,000千円
第2項 宅地売却前受金	12,319,677千円
第3項 受託事業収入	24,000千円
第4項 雑収入	2,485千円
支 出	
第1款 資本的支出	33,472,285千円
第1項 宅地造成費	30,543,213千円
第2項 建設利息	124,072千円
第3項 償還金	2,800,000千円
第4項 予備費	5,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊田・岡崎地区郷土種育成工事	平成32年度	161,946千円
豊田・岡崎地区環境監視調査	平成32年度から 平成33年度まで	295,371千円
豊田・岡崎地区資産整理調査	平成32年度	27,060千円

豊田・岡崎地区道路築造工事	平成32年度	71,297千円
刈谷依佐美地区造成工事	平成32年度から平成33年度まで	1,191,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 用地造成事業費 |
| 2 限度額 | 13,000,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-------------|
| 1 職員給与費 | 1,042,030千円 |
|---------|-------------|

2 交 際 費 74千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
土 地	工 業 用 地	920,000㎡

2 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
土 地	工 業 用 地	3,319,000㎡	売 却
	公 共 用 地	24,300㎡	譲 与
建物その他の工 作物	公 共 用 施 設	7か所	譲 与

平成31年2月25日提出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第17号議案 平成31年度愛知県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度愛知県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 流域関連市町数 豊川市始め39市町
- 2 年間総処理水量 265,200,000m³
- 3 一日平均処理水量 724,374m³
- 4 主要な建設改良事業

建設事業	矢作川流域下水道関係建設工事	事業費	11,313,580千円
------	----------------	-----	--------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業	収	益	29,904,216千円
	第1項	営業	収益	12,935,725千円
	第2項	営業外	収益	16,968,491千円
		支	出	
第1款	事業	費		33,406,168千円
	第1項	営業	費用	29,968,000千円
	第2項	営業外	費用	2,360,587千円
	第3項	特別	損失	1,070,081千円
	第4項	予備	費	7,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,645,115千円は、当年度分損益勘定留保資金1,690,625千円及び引継金2,954,490千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	15,230,202千円
第1項	企業債	6,010,000千円
第2項	国庫支出金	6,333,169千円
第3項	建設負担金	1,364,434千円
第4項	受託事業収入	285,576千円
第5項	他会計出資金	1,237,021千円
第6項	雑収入	2千円
支 出		
第1款	資本的支出	19,875,317千円
第1項	建設改良費	11,373,855千円
第2項	償還金	8,493,962千円
第3項	予備費	7,500千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ2,971,369千円及び6,537,166千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
矢作川流域下水道事業処理場建設工事	平成32年度	632,000千円
境川流域下水道事業処理場建設工事	平成32年度	785,000千円
衣浦西部流域下水道事業処理場建設工事	平成32年度	133,000千円
衣浦東部流域下水道事業処理場建設工事	平成32年度	1,467,000千円
豊川流域下水道事業処理場建設工事	平成32年度	489,000千円
五条川左岸流域下水道事業処理場建設工事	平成32年度	357,000千円
日光川上流流域下水道事業処理場建設工事	平成32年度	876,000千円
五条川右岸流域下水道事業処理場建設工事	平成32年度から 平成33年度まで	1,019,000千円
日光川下流流域下水道事業管きよ布設工事	平成32年度	347,000千円
日光川下流流域下水道事業処理場建設工事	平成32年度	581,000千円
新川西部流域下水道事業管きよ布設工事	平成32年度から 平成33年度まで	754,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的 建設事業費及び資本費平準化債

2 限度額	6,010,000千円
3 起債の方法	普通貸借又は債券発行
4 利率	9.0%以内
5 償還の方法	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 953,211千円

(他会計からの補助金)

第10条 管渠・ポンプ場・処理場費、総係費、減価償却費及び支払利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,498,093千円である。

平成31年2月25日提出

愛知県知事 大村 秀章